

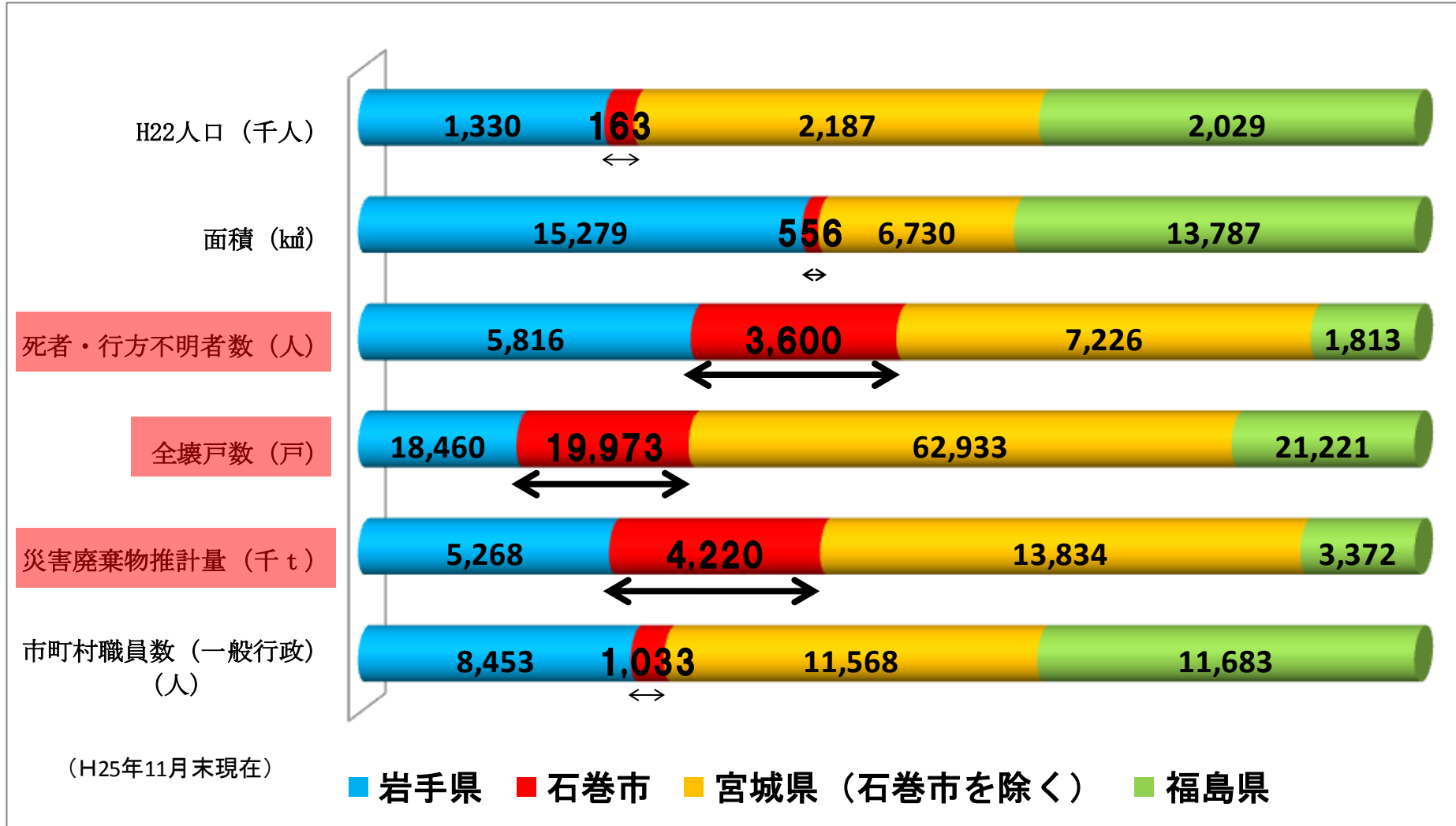
国際防災・人道支援フォーラム2014

東日本大震災の教訓 ～災害時要援護者支援のあい方～



石巻市長 亀山 紘

石巻市の被害状況



被災3県における石巻市の被害(死者・行方不明者数、全壊戸数、災害廃棄物推計量)の割合は、人口・面積等に比べてかなり高い。

避難所運営のあい方

- 学校の体育館では収まりきれない数の避難者が・・・
- 避難所の運営主体は市職員が原則当たることになっているが・・・

毛布や食料の手配は誰がどのように行うのか・・・

避難者名簿や安否確認は誰がどのように行うのか・・・

要援護者の支援は誰が・・・etc



東日本大震災における被害概要

震災時の要援護者名簿登録者数(H22.4.1)	7,241人	
要援護者名簿登録者のうちの死亡者数推定	370人(5.1%)	
障がい者手帳保持者総数	発災時 8,140人	平成24年度 7,643人
障がい者死亡者数(実数比)	397人(5.0%)	

障がい者種別死亡者数(※重複障がい者含む)

身体障がい者(351人)				知的障がい者	精神障がい者
肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他障害	28人	23人
176人	24人	25人	126人		
				※重複障がい者含む	

東日本大震災の教訓

東日本大震災時の避難所運営

- 避難所運営に問題発生！ 避難所開設数251箇所
避難者数50,758人



学校の体育館等では収まりきれない数の避難が・・・

	1～3日目 (3/11～13)	4日目～2週間 (3/14～17)	2週間～3月末 (3/18～3/31)	4月 (4/1～4/30)
災害時要 援護者の 状態	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難 ・一般避難者と同室 ・介護用物資の不足 ・民間介護施設被災 ・在宅介護者へのサービス停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営で一般避難者との摩擦が発生 ・介護用物資の不足 ・通信、道路事情の改善に伴い在宅要介護者の問題が顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の状態が続く ・一般避難所にはベット、ポータブルトイレがないため、要介護レベルが上がり、寝たきりの高齢者が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の医療・保健のニーズ調査開始 ・災害時要援護者の福祉避難所への移動
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通信不能、被害状況の把握不能、要介護者、障がい者の避難状況、問題の把握不能 ・避難者用食料、物資等の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/17福祉的避難所設営(稲井中学校) ・遊楽館に要介護者用福祉避難所を集約 ・介護ボランティア受入 ・市立病院スタッフ福祉避難所での診療開始 ・手話通訳者派遣受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康相談組織的調査を開始 ・リハビリテーション支援団体各避難所巡回 ・透析患者へのガソリン優遇証明書の発行 ・透析患者への送迎バス運行開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/5要介護者に関する会議を定期的開催 ・4/16桃生トレセンに福祉避難所開設 ・4/29桃生トレセン入所受入開始 ・遊楽館へのPCAT等の支援開始

災害時要援護者避難の課題

1～3日目
(3/11～13)

4日目～2週間
(3/14～17)

2週間～3月末
(3/18～3/31)

4月
(4/1～4/30)

- ・高齢者や障がい者への対応の遅れ
- ・どの避難所も障害のある方や、虚弱の**高齢者**にとって**自立を阻む環境**
- ・避難所運営マニュアルに福祉避難所の開設についての位置づけがない
- ・**災害時要援護者の安否確認・所在把握が困難**
- ・避難所の状況把握の段階で、災害時要援護者の収容状況を調査、把握し、福祉避難所への二次避難へ誘導すべき
- ・福祉避難所への二次避難の条件を整理
- ・**在宅の災害時要援護者の把握**手順の整理

- ・福祉避難所の運営及び在宅災害時要援護者の巡回、把握には多数の専門職の確保が必要
- ・三次避難(福祉避難所→福祉施設)のための広域調整が困難(受け皿が不明確)であった
- ・福祉・介護のための専門職部門の設置が必要
- ・専門職確保のための外部関係機関との事前協定(職能団体等:介護士、保健師看護師、医師)
- ・設備、資材の調達のための事前協定の締結(移動式多機能トイレ、ベットなど)
- ・厚生労働省:遊楽館福祉避難所等との位置付けは5月後半に決定

- ・福祉避難所の自動開設基準を設定し、福祉避難所の早期開設を図るべきである
- ・福祉避難所での医療福祉・介護等の関係者のネットワークを構築することが必要

- ・専用スペースの確保、簡易ベット、ポータブルトイレの備蓄・調達などの災害時要援護者対応が必要
- ・介護老人福祉施設や介護老人保健施設等との事前協定を締結し、災害時に備える

遊楽館福祉避難所:市立病院の医師や看護師、ボランティア団体による支援、医療依存度の高い方を中心に対応<利用状況>

- ・設置期間:3/17～9/30(198日間)
- ・避難者数:362人(延人数:13,094人)

桃生農業者トレーニングセンター福祉避難所:要支援～要介護3程度でリハビリを必要とする方を中心に対応<利用状況>

- ・設置期間:4/29～9/27(152日間)
- ・避難者数:49人(延人数:2,812人)

I. 応急仮設住宅の現状

平成25年9 月末現在

整備箇所	整備戸数	入居者件数	入居人数	空き戸数
134ヶ所	7,153戸	6,967 件	15,377人	186 戸

II. 民間賃貸住宅の現状

平成25年9 月末現在

申請件数	入居者件数	入居人数	応急仮設＋民間賃貸	
7,170件	4,788件	12,555人	11,755件	27,932人

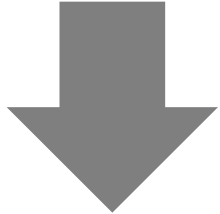


・現在、仮設住宅やみなし仮設にお住まいになっている高齢者や障がい者、また一部の若年者も含め、支援を必要とする方々が、最後の一人まで、その心と体をいかに健やかに保ち、生きる希望と、気力・体力を持って、災害公営住宅などに移転し、生活を再建できるかどうか課題である。

「新しい東北」先導モデル事業選定

被災者を最後のおひとりまで支える次世代型地域包括ケアの推進

仮設住宅生活
の長期化



入居する高齢者、
障がい者等の心身
の健康悪化

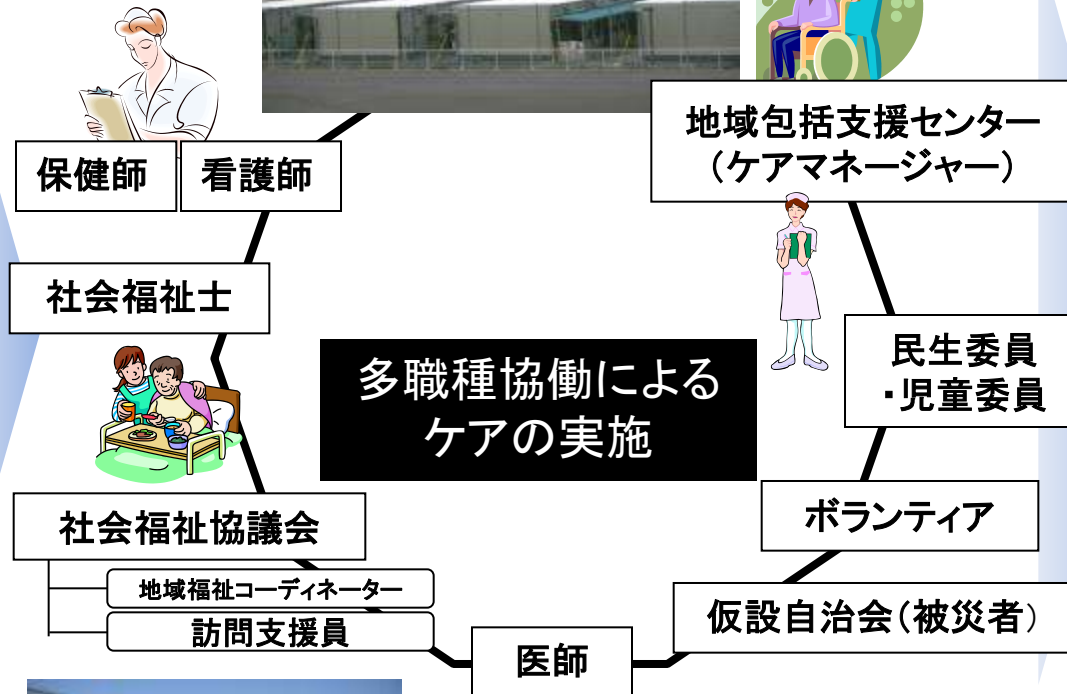
若年入居者も含めた
引きこもり、
生活不活発病の増加



開成・南境地域の仮設住宅
(1,882戸)

石巻市の仮設避難者 11,755戸 27,932人
(H25. 9月末現在)

うち仮設住宅 7,153戸 15,377人
みなし仮設 4,788戸 12,555人



石巻市第6期
介護保険
事業計画
(27~29)
へ反映

(仮称)ささえ
あいセンター
で地域包括
ケアを本格展
開

被災者に重点を置
いた心身のケア等
を実施



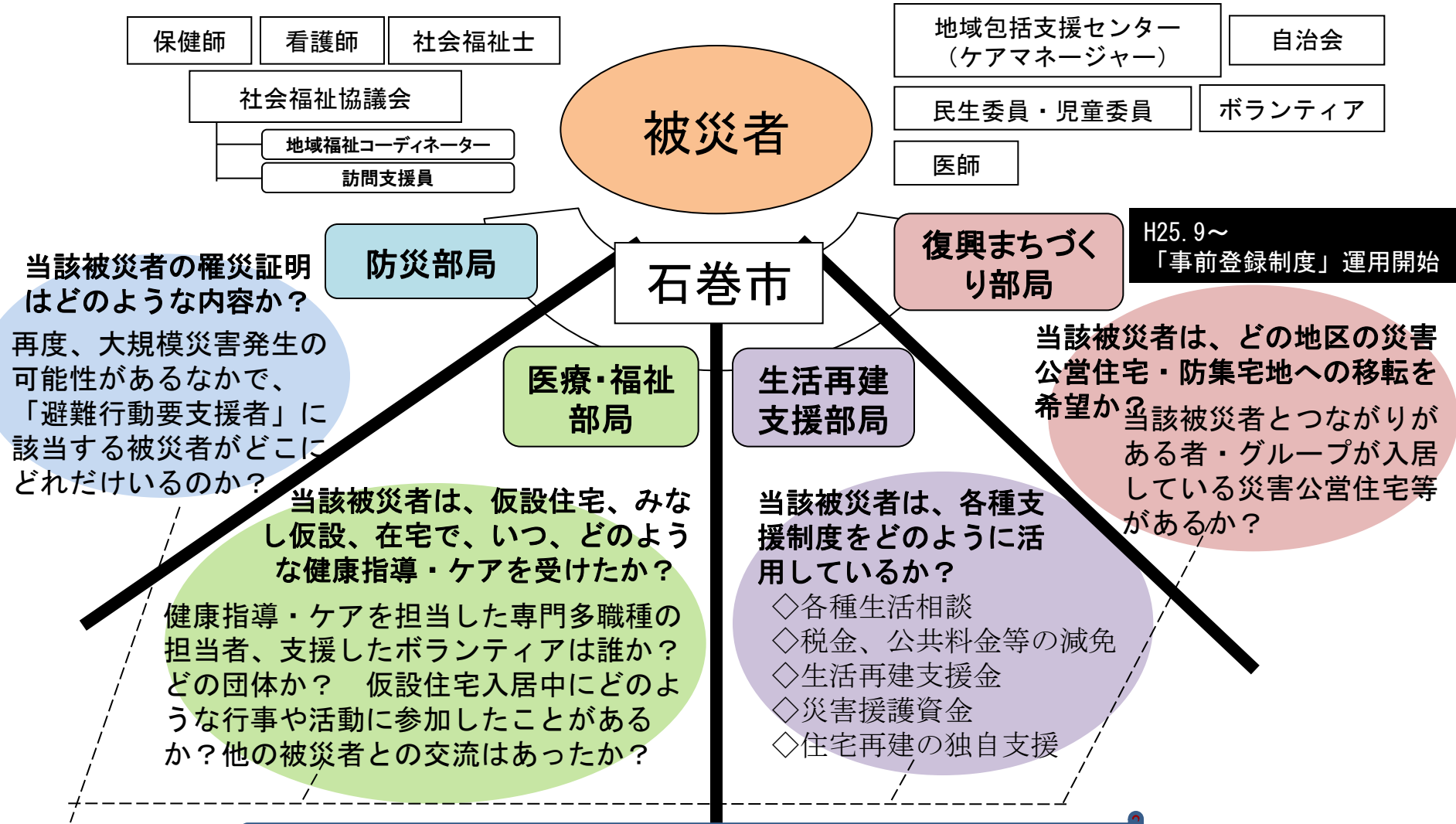
石巻市立病院開成仮診療所
(在宅医療連携拠点事業の指定)



(※)

石巻市立病院開成仮診療所長の長純一医師が石巻市地域包括ケアセンターの主導的役割を担う。長医師は、農村医療・地域医療のメッカ、長野県の国保川上村診療所長などを歴任し、佐久総合病院の小海診療所長から現職へ転身した地域医療のスペシャリスト。

G空間 × ICTを活かした次世代地域包括ケアの展開①



所管法令ごとに縦割りで被災者情報が管理されている

これらの情報は、個人情報保護制度の壁のため、市役所内部でも“OPEN DATA”になっていない。

H25.6.17
改正災対法成立

G空間×ICTを活かした次世代地域包括ケアの展開②

個人情報の取扱い

【改正災対法90の4①】
⇒ 市役所内部での
情報共有可能

【平時】（改正災対法49の11①②）

⇒ 市役所内部での情報共有可能
⇒ 本人同意があれば、消防・警察、民生委員、市社協、自主防等の避難支援関係者へ情報提供可能

【発災直後】

（改正災対法49の11③）

⇒ 本人同意が無くても、市長の判断で、避難支援関係者へ情報提供可能

「個人情報保護制度の壁」撤廃を受けて、市役所内部はもちろん、一部は専門多職種などの間でも情報共有が可能となる。

G空間×ICTなどを活かしつつ、被災者情報の共有を図り、今後本格展開する「地域包括ケア」に有効活用。

被災者の心身のケアのさらなる充実。
被災者を仮設住宅等から災害公営住宅へ移転を促す取組みの強化。

【被災者支援段階】

被災者台帳

（改正災対法90の3）

氏名
生年月日
性別
住所または居所
住家の被害等
要配慮者に関する
情報
その他

避難行動要支援者名簿

（改正災対法49の10）

氏名
生年月日
性別
住所または居所
電話番号その他の連絡先
避難支援等を必要とする
事由
その他

【平時・発災直後】